

こととなっていた。これまで折にふれて、県の収税機構の機能の中心が、国税徴収におかれている旨を述べてきたが、しかし、それは条文の上に明示されたものではなかった。ところが、ここにいたって、収税部が「国税」の賦課徴収をおこなう機構であることが明示されたのである。とすると、以前もそうだったのかもしれないが、収税部が国税のみ取り扱うこととなると、地方税なり府県税なりは、「府県制」により「府県費ノ会計ニ関スル事項」「府県税及備荒儲蓄ノ収支出納ニ関スル事項」を掌ることと定められている内務部第四課が、もっぱら管掌したものということになりそうである。神奈川県は九三年現在、それまでの収税部（直税署・間税署）に代わって、収税部（第一・二課）を置いている旨が、『神奈川県会史』第二巻に記されている。この収税部は、むろん国税だけを取り扱うものだったにちがいない。

収 税 部 廃 止

ところで、右のような経緯をたどってきた収税部は、一八九六（明治二十九）年十月末をもって廃止された（九六年勅令第三三七号「地方官官制中改正」）。というのは、同勅令によって「税務管理局官制」が施行され、中央政府がそれ自らの手で国税を徴収する体制が整備されたからである。それは、中央政府が財政の面での全国統治の機構をほぼ完成させたことを意味し、逆に地方の側からいえば、維新以来おこなってきた中央政府の出先としての主要な機能のひとつから、ようやく脱却したことを意味している。

こののち、改正「府県制」施行までの県庁組織は、知事官房・内務部・警察部・監獄署からなっている。そのうち、部課係名からして、徴税機能を担当したと思われるものは、内務部第四課地方費係以外には見当たらないが、「事務章程」がないため確認はできない。

第三節 県財政の実態

この時期の神奈川県には、狭い意味での県財政（当時の用語では地方税収入・同支出）のほかに、国庫支出金および賦金収支がある。以下の各項では、狭い意味での県財政の収支を検討することになるが、それ以外のもの、とりわけ国庫支出の県政においてもつ意味が大きいので、ここではそれらもとりあげて、その大きさを示しておくことにしよう（表二一七一）。ただし、制度が不明なため、この間に重複があるかもしれない。これで見ると、県内の財政全体の規模は、だいたい七〇―一三〇万円程度であり（表出しなかった年のなかには、九三年五〇万円、九七年二〇〇万円などという年もある）、八〇万円前後の年が多い。そのうち、国庫支出は三〇―五〇割、地方税支出が六〇割、賦金支出が四―七割に当たっている。なお、これらのほか、全国的な制度の一環であるが、県管理の基金として備荒儲蓄基金がある。これは、その設置・負担をめぐって、とくに初期に県会ではげしい議論がなされた（『神奈川県会史』第一巻参照）が、ここではとくにとりあげない。

ところで、国庫支出が何に向けられているかをみると、何よりもまず官庁としての県機構維持のための県費（本庁費・国税徴収費）であり、ついで土木費・営繕費・警察関係費が大きい。その他、備荒儲蓄補助金・軍人恩給・官林保護費・在県獄囚徒費など多数の費目にわたっている。

賦金収支は、ほとんど貸座敷・娼妓・引手茶屋など、いわゆる「業体」に関するもので、これらから徴収した賦金を、検徴費・痲毒病院費・業体取締などのほか、警察探偵費・内務省納付などに支出するものである。おそらく、収支の性質を考慮し

表2-71 県の財政規模

区 分	1882年(比率)	1887年(比率)	1892年(比率)	1898年(比率)
	円 %	円 %	円 %	円 %
国庫支出	377,865(38.9)	633,919(55.2)	314,349(42.6)	441,244(35.1)
地方税支出	549,555(56.6)	431,950(37.6)	424,122(57.4)	817,023(64.9)
賦金支出	43,119(4.5)	82,289(7.2)		
計	970,539(100.0)	1,148,158(100.0)	738,471(100.0)	1,258,267(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成。比率は4捨5入(以下、同じ)。

表2-72 地方税・税外収入

科 目	1880年(Ⓐに対する比率)	1890年(Ⓐに対する比率)	1898年(Ⓐに対する比率)
	円 %	円 %	円 %
地 租 割	113,206 (28.4)	157,017 (34.9)	283,363 (27.8)
営 業 税	40,227 (10.1)	57,161 (12.7)	29,596 (2.9)
商 業 税		49,649	22,920
工 業 税		7,512	6,676
雑 種 税	76,070 (19.1)	44,827 (10.0)	119,492 (11.7)
飲 食 店 税	7,094	6,002	3,943
芸 妓 税	9,931	6,430	20,629
演 劇 税	2,321	2,916	6,649
車 税	5,864	12,925	47,751
そ の 他	50,860	16,554	40,520
営業税付加税			13,565 (1.3)
戸 数 割	40,305 (10.1)	43,423 (9.7)	127,597 (12.5)
家 屋 税		9,790 (2.2)	6,324 (0.6)
税収入計	269,808 (67.6)	312,218 (69.4)	579,937 (56.8)
雑 収 入	7,567 (1.9)	102,678 (22.8)	168,069 (16.4)
繰 越 金	51,431 (12.9)	14,045 (3.1)	148,712 (14.6)
寄 付 金	2,633 (0.7)	2,245 (0.5)	8,786 (0.9)
国庫下渡金	64,731 (16.2)	17,939 (4.0)	19,168 (1.9)
国庫補助金			75,345 (7.4)
賦 金	2,960 (0.7)		
集治監所属囚徒費収入		226 (0.1)	27 (0.0)
勸業資金利子			86 (0.0)
借 入 金			20,000 (2.0)
救 育 資 金		239 (0.1)	
尋常小学校水料基金利子			117 (0.0)
税外収入計	129,322 (32.4)	137,372 (30.6)	440,310 (43.2)
総 計Ⓐ	399,130 (100.0)	449,590 (100.0)	1,020,247 (100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成。科目名は『県統計書』による(以下、同じ)。

て、一般会計⇨地方税から分離し、目的税による特別会計のようなものにしたのであろうが、八九年からは一般会計に移された（収入科目としては「雑収入」に編入された）。

一 歳入

県全体 県の地方税収入統計をみると、年によって税収のみしかのせられていない場合と、税外収入ものせられている場合とがあつて、取り扱いにくく、年による変動も小さくはない。しかし、概していえば、税収が三〇―四〇

万円、税外収入が一〇―二〇万円（明治二十年代末に四〇―五〇万円）、合計四〇―五〇万円（ただし、明治二十年代末八〇―一〇〇万円）程度の規模である。

税収についてみると（表二一七）、地租割や営業税・雑種税・営業税附加税などが大きく、それぞれ三〇割ずつで合計六〇割を占めている。ただし、一八九八（明治二十一）年度はすでに営業税が国税に移管されているため、その比率が大幅に落ち込んでいる。戸数割・家屋税は、一割強であるが、この税は、制度上、他の税や税外収入で支出をまかないきれない部分を補充するクッションの地位を占めている。

税外収入は、年によってかなり違いがあるが、それは中心をなす雑収入の変動によるところが大きい。それまで、外部で別勘定となっていた賦金収入が含まれるようになった八九（明治二十二）年度以降、雑収入はつねに収入全体の二〇―三〇割（二〇万円前後）を占め続けている。繰越金は、事の性質上変動が大きいのは当然であるが、制度上大きな影響を与えたのが国庫下渡金である。これは、八〇年度には一三割を占めているが、松方財政政策で、このうち大幅に削減され、地方財政窮迫の一因を

表2-73 三部歳入額

区 分		1880年 (比率)	1883年 (比率)	1886年 (比率)
全 連 区 郡	体	円 399,130 (100.0%)	円 381,772 (100.0%)	円 593,677 (100.0%)
	帯	77,844 (19.5)		
	部	49,845 (12.5)	65,022 (17.0)	154,017 (25.9)
	部	271,441 (68.0)	316,750 (83.0)	439,660 (74.1)

注 『神奈川県統計書』より作成

表2-74 地方税・税外歳入(郡部)

科 目			1880年(◎に対する比率)	1890年(△に対する比率)	1898年(△に対する比率)
			円 %	円 %	円 %
地	租	割	108,395 (39.9)	148,214 (55.9)	280,994 (51.6)
営	業	税	28,541 (10.5)	37,695 (14.2)	24,972 (4.6)
雑	種	税	60,063 (22.1)	35,761 (13.5)	99,132 (18.2)
	飲 食 店	税	5,282	×	×
	芸 妓	税	6,525	×	×
	演 劇	税	1,176	×	×
	車	税	4,178	×	×
	そ の 他		42,902	×	×
営 業	税 付 加	税			12,371 (2.3)
戸 数	割	税	28,611 (10.5)	43,423 (16.4)	127,597 (23.4)
家 屋	税				
税 収 入 計	△		225,610 (83.1)	265,093 (100.0)	545,066 (100.0)
雑 収 入			37 (0.0)	×	×
繰 越 金			45,794 (16.9)	×	×
税 外 収 入 計	◎		45,831 (16.9)		
総 計	◎		271,441 (100.0)		

注 『神奈川県統計書』より作成。×印は区分なし。

なすにいたっている。なお、借入金金は九六・九八年の二回計上されているにとどまる。

右にみた県全体の収入は、郡区にどのように分けられているであろうか。表二一七三がそれを示している。これによると、八〇年には連帯二〇割、区一〇割、郡七〇割であるが、連帯分が計上されなくなる八二年以降、区二〇割、郡八〇割の割合となり、八七年以降は郡区の区別がなされていない。郡区収入については以下でふれるので、ここで連帯収入について述べておけば、それは雑収入・国庫下渡金・寄付金・賦金のみからな

表2-75 地方税・税外歳入(区・市部)

科 目	1880年(◎に対する比率)		1890年(㊤に対する比率)		1898年(㊤に対する比率)	
	円	%	円	%	円	%
地 租 割	4,811	(9.7)	8,803	(18.7)	2,369	(6.8)
営 業 税	11,686	(23.4)	19,466	(41.3)	4,624	(13.3)
雑 種 税	16,007	(32.1)	9,066	(19.2)	20,360	(58.4)
飲 食 店 税	1,807		×		×	
芸 妓 税	3,406		×		×	
演 劇 税	1,145		×		×	
車 税	1,686		×		×	
そ の 他	7,963		×		×	
営 業 税 付 加 税					1,194	(3.4)
戸 数 割	11,694	(23.5)				
家 屋 税			9,790	(20.8)	6,324	(18.1)
税 収 入 計 ㊤	44,198	(88.7)	47,125	(100.0)	34,871	(100.0)
雑 収 入	10	(0.0)	×		×	
繰 越 金	5,637	(11.3)	×		×	
税 外 収 入 計 ㊤	5,647	(11.3)				
総 計 ㊤	49,845	(100.0)				

注 『神奈川県統計書』より作成。×印は区分なし。

っている。金額をみると、たとえば八〇年には、国庫下渡金が全体の九〇割(八一年には六〇割)を占め、雑収入一〇割となっている。国庫下渡金は、警察費と監獄費がほとんどであるから、それが連帯支弁となっているため、収入としても連帯収入となったのである。

郡部の歳入

収入を郡区に分け、それぞれの内容をとり出してみると、その間に大きな差があることがわかって違いがあるが、税外収入はあまり詳しいことがわからないので、もっぱら税金についてみると、まず地租割がほぼ半分を占めていることが目立つ。もっとも、八〇年には他の税の合計のほうが大きい、それ以外の年はほとんど例外なく過半を占め、表に示した年次でもそうになっている。これに対して、営業税・雑種税が二〇―三〇割、戸数割二〇割未満といった構成である。税収入がこのような構成を示すのは、郡部の産業構造が農業を主体としている以上、当然のことといえてよい。したがって、産業構造のちがう区(市)部はこれとちがった様相を呈

すことが当然予想されるであろう。

区(市)部の 区(市)は郡と対照的な税構成をみせている(表二七五)。ここでは、地租割は一〇割前後なのに対して、営業税・雑種税が五〇—八〇割にのぼり、表示した年次でもそうなっている。営業税と雑種税には、税の本質的な違いはなく、いずれも営業税・免許税の性質をもつものである。なお、営業税はつねに雑種税の二倍ちかい大きさをもっているが、九八年には四六〇〇円対二万円、後者が四倍以上と、まったく逆転している。これは、雑種税自体の伸びもあるが、主としては九六年度から営業税が国税に移されたことによる。郡部でも、当然その影響はあったものの、営業税依存の大きい区部への打撃は、比較にならないほど大きかった。したがって、税収の水準も九八年には、九〇年の四万七〇〇〇円を大きく割り込んで、三万五〇〇〇円にとどまっている。家屋税(八三年までは戸数割)は、他の収入で支出をまかないきれない場合に、不足分補充に必要なだけ徴収することになっているため、変動が大きく、数割から三〇割に分散しているが、一〇割から二〇割程度の年が多い。

二 歳出

県全体の 歳出(表二七六)も当然収入と同じく、三〇—六〇万円程度の年が多く、九七—九八年に七〇—八〇万円といたったところである。構成をみると、初期には郡区吏員や戸長以下の給料・旅費・庁中諸費など県の下部行政機構のための支出が半分かかくを占め、警察費がこれに次いで二〇—三〇割に当たり、それ以外は衛生費・教育費などがせいぜい数割でこれに続くといったところであった。ところが、「市制」「町村制」が施行された八九年度から、それまで二〇割を

表2-76 歳出(県総額)

科 目	1880年 (比率)		1890年 (比率)		1898年 (比率)	
	円	%	円	%	円	%
警 察 費	107,881	(32.8)	106,302	(24.4)	122,997	(15.1)
警察庁舎建築修繕費	4,742	(1.4)	940	(0.2)	4,267	(0.5)
土 木 費			7,208	(1.7)	264,666	(32.4)
区町村土木補助費			93,976	(21.6)	3,349	(0.4)
県 会 議 諸 費	4,295	(1.3)	490	(0.1)	773	(0.1)
郡 区 部 会 諸 費			7,528	(1.7)	8,218	(1.0)
衛 生 及 病 院 費	26,435	(8.0)	66,366	(15.2)	22,961	(2.8)
教 育 費	10,847	(3.3)	19,018	(4.4)	46,885	(5.7)
浦役場及難破船諸費	356	(0.1)				
諸達書及掲示諸費	4,246	(1.3)	666	(0.2)	663	(0.1)
地方税取扱費			198	(0.0)	10,678	(1.3)
県庁舎建築修繕費			1,305	(0.3)	267	(0.0)
勸 業 費	4,245	(1.3)	1,230	(0.3)	8,620	(1.1)
救 育 費	1,548	(0.5)	663	(0.2)	2,097	(0.3)
郡区庁舎建築修繕費	1,185	(0.4)	211	(0.0)	338	(0.0)
郡区吏員給料旅費及庁中諸費	55,530	(16.9)	33,230	(7.6)	26,283	(3.2)
戸長以下給料旅費	107,623	(32.7)				
県 監 獄 費			92,405	(21.2)	121,762	(14.9)
県監獄建築修繕費			1,752	(0.4)	131,815	(16.1)
雑 出			1,471	(0.3)	308	(0.0)
衆議院議員選挙費			550	(0.1)	299	(0.0)
市町村衛生補助費					32,383	(4.0)
借入金償還費					5,618	(0.7)
計	328,932	(100.0)	435,509	(100.0)	817,023	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成。

占めていた戸長以下給料旅費が県支出からはずされたこと、および監獄費が八一年以降県の負担になっているため、構成比が大きく変わり、警察費および監獄費がそれぞれ二〇パーセント、両者ではば支出の半ばを占め、さらに土木費・区町村土木補助費も二〇パーセントであるから、この三者で全歳出の六〇―七〇パーセントを占めることになる。もっとも、この土木関係費は年によってはかなり変動がみられることもあるが、概していえば、時とともに歳出中の比率を高めており、九七年のごときは四〇パーセントを占めている。ただし、それは土木費であって、区町村土木補助費は初期の数パーセントが九〇年以降二〇パーセントをこえて、ピ

表2-77 三部歳出額

区分	1880年 (比率)		1890年 (比率)		1891年 (比率)		1898年 (比率)	
	円	%	円	%	円	%	円	%
全体	328,932	(100.0)	435,509	(100.0)	359,298	(100.0)	817,023	(100.0)
連帯	160,616	(48.8)	231,082	(53.1)	243,398	(67.8)	460,153	(56.3)
区部	18,890	(5.8)	47,477	(10.9)	9,778	(2.7)	12,384	(1.5)
郡部	149,426	(45.4)	156,950	(36.0)	106,122	(29.5)	344,486	(42.2)

注 『神奈川県統計書』より作成

一クの九二年には三〇割（一三万円）となるが、のち一〇割台へ落ち、九七年以降は一割を割り込み、金額も二〇〇〇―三〇〇〇円とわずかな額である。この変化は、土木費をめぐる、県と市町村の分担関係に制度上の変更があったためと思われる。そして、重要なことは、上記の警察費や監獄費は、ほとんど県独自の政策的な判断が入る余地のない、全国的な施策の一端なので、これを除けば、県歳出のうちで、政策費と目すべきものでは、土木関係費のみが飛び抜けて大きく、これに次ぐものとしては、衛生及病院費・教育費がそれぞれ数割ずつを占めるにすぎないことである。事実、『神奈川県会史』の記すところによれば、警察費や監獄費を区と郡がいかに分担するかという、分担の区分を別にして、実質上の支出額という見地からいえば、土木費は県議会における最大の係争事案であったとみなしうる。

三部の歳出

こうした県全体の歳出が、三部経済制を採用することによって、連帯・区・郡の分担によっていかに分担されていたかをみたのが、表二七七である。収入の場合、前述のとおり「連帯」収入があるのは、統計上は八〇・八一年の二か年だけであり、しかも税については、はじめからこの分類はない。だが、歳出については、連帯の意味は大きい。すなわち表の示すように連帯は歳出全体の五〇割程度、のちには六〇割以上を占める。これに次いで郡が三〇―四〇割となり、残り一〇割を区が分担している。しかし、「市制」が採用されて制度に変更が生じたのを契機に、九〇年代になると市の比重は一―二割へと激減し、結局、連帯六〇割、郡四〇割と、県財政統計上はほとんどこの両者のみといえるような状態になる。『神奈川県

表2-78 連帯費負担割合

科 目	1882 (明治15) 年予算 (可決)			1897 (明治30) 年予算 (可決)		
	区部(比率)	郡部(比率)	計	市部(比率)	郡部(比率)	計
警 察 費	円 19,741(32.9)	円 40,201(67.1)	円 59,942	円 43,216(41.1)	円 61,935(58.9)	円 105,151
県 会 諸 費	69(7.9)	799(91.9)	869	84(17.0)	410(83.0)	494
衛 生 費	323(8.0)	3,704(92.0)	4,027	} 169(17.0)	823(83.0)	992
病 院 費	5,090(56.8)	3,875(43.2)	8,964			
教 育 費	1,804(9.0)	18,281(91.0)	20,086	7,625(17.0)	37,154(83.0)	44,779
救 育 費	162(8.0)	1,859(92.0)	2,021			
浦役場及難 破船諸費	31(8.1)	351(92.1)	381	0(10.7)	1(80.3)	(2) 1
管内限諸達 書及揭示諸 費	452(8.0)	5,165(92.0)	5,616	50(17.1)	243(83.0)	293
勸 業 費	83(8.0)	950(92.0)	1,033	791(17.0)	3,853(83.0)	4,643
地方税取扱 費	10(6.8)	136(93.2)	146	24(17.1)	117(83.6)	140
県庁舎建築 修繕費	263(8.0)	3,014(92.0)	3,277 (1)	180(17.0)	879(83.0)	1,060
監 獄 費	7,483(14.9)	42,840(85.1)	50,323	29,420(29.1)	71,676(70.9)	101,095 (3)
監獄建築修 繕費	628(8.0)	7,191(92.0)	7,819	9,051(17.5)	42,794(82.5)	51,845
警察庁舎建 築修繕費				324(41.1)	465(58.9)	789
土 木 費				1,623(17.0)	7,911(83.0)	9,534
計	36,139(22.0)	128,366(78.0)	164,504	92,557(28.9)	228,251(71.1)	320,817

注 「神奈川県会史」第2巻より作成

- (1) 可決額不明のため原案の比率で修正額合計を按分した
- (2) 比率は円未満の実額による
- (3) 継続費を含む

県会史』が記しているような連
 帯支弁経費をめぐる、市部と郡
 部の連年にわたるはげしい対立
 は、県財政のなかにおける連帯
 支弁分のこのような大きさを背
 景にしていることであった。
 連帯支弁の歳出 県全体の歳
 とその負担割合 出のなか
 で、大きな比率を占めていた郡
 区長郡吏員・戸長以下の給料な
 どや土木関係費およびかなりの
 比率を占めていた衛生費が、そ
 れぞれ郡と区に分担だったので
 対し、県支出で最も大きかった
 警察費と監獄費は、連帯支弁費
 目であった。連帯支弁のなかで
 のそれらの大きさをみると、警

察費が三〇―五〇割、監獄費が二〇―四〇割、末期には五〇割以上となっている。このほか、教育費および土木費が数割から一〇割前後で、それ以外ほとんどみるべきものはない。しかし、県支出中の最大費目である警察費と監獄費が、ここに属していることから、その負担を郡と区のいづれが、どれだけ担うかが、この時期の県会における係争点となったのは当然であろう。その論議や分担制度の詳細は『神奈川県会史』にゆずるとして、ここでは表二一七八に、各費目ごとの分担を予算によって（決算とはくい違ふ）表示しておくことにしよう。これで見ると、八二年一六万円、九七年三二万円と、この間金額は二倍に上がっているが、分担割合は区が二〇―三〇割、郡が八〇―七〇割と大差ない。ただし、各費目ごとに分担制度は異なっている。たとえば、最大の警察費についてみれば、区部は一人当たり郡部の三―五倍、監獄費は二倍などというふう負担させられているため、総額の場合よりは、はるかに区部負担割合が高くなっている。これに対して、教育費は戸数割であって逆の負担があらわれてくる。総じて、『神奈川県会史』などをみると、県会議員の構成が圧倒的に農村部に偏っているため、区部に対して負担をかなり無理に押しつけていた様子がうかがえるようである。

郡部の歳出

郡部の歳出（表二一七九）を見ると、「市制」「町村制」施行の八九年以前は、支出のほぼ七〇割以上が郡区吏員や戸長以下の給料旅費などで占められており、これ以外には、土木費ないし区町村土木補助費の二〇割強（八〇年は、例外的に両費目が計上されていない）があるほかは、ほとんどみるべきものがないという状況である。だが、四〇―五〇割を占めていた戸長以下給料旅費の支出を「町村制」にもとづいて町村にゆだねた九〇年以降は、右の比率は逆転し、土木関係費が五〇―七〇割を占めるのに対して、郡区吏員給料旅費が二〇割から一〇割へと低下していく。この両者の残りを、衛生及病院費を筆頭に、郡部会諸費や地方税取扱費などが数割ずつで分け合っているが、教育費は八二・八三・八四年の区町村教育補助金以外は、まったく計上されていない。もっとも、衛生費についていえば、末期には県としての衛生及病院費は絶対額

表2-79 歳出(郡部)

科 目	1880年 (比率)		1890年 (比率)		1898年 (比率)	
	円	%	円	%	円	%
土 木 費					246,455	(71.5)
区町村土木補助費			93,976	(59.9)	3,349	(1.0)
県会議諸費	415	(0.3)				
郡区部会諸費			5,425	(3.5)	6,091	(1.8)
衛生及病院費			21,810	(13.9)	8,430	(2.4)
諸達書及揭示諸費			11	(0.0)		
地方税取扱費					9,243	(2.7)
勸業費	1,897	(1.3)			4,740	(1.4)
救育費			663	(0.4)	1,058	(0.3)
郡区庁舎建築修繕費	1,155	(0.8)	211	(0.1)		
郡区吏員給料旅費及庁中諸費	48,679	(32.6)	33,230	(21.2)	26,283	(7.6)
戸長以下給料旅費	97,280	(65.1)				
雑出			1,080	(0.7)	80	(0.0)
衆議院議員選挙費			544	(0.3)	261	(0.1)
市町村衛生補助費					30,764	(8.9)
借入金償還費					5,618	(1.6)
計	147,426	(100.0)	156,950	(100.0)	344,486	(100.0)

注 『神奈川県統計書』より作成

・比率とも低下し、代わって市町村衛生補助費が増えはじめている。これは、はじめもっぱら区町村土木補助費を支出している、のちそれをほとんどなくして、県としての土木費に収斂させていく土木関係費の支出の仕方と、ちょうど逆のパターンを示している。

区(市)部の 区(市)部の歳出構造(表二七八〇)は、七歳出 九年から八〇年および八八年から九〇年の二回、大きく変わっている。八〇年は表示しなかったが、土木費が計上されておらず、歳出の九〇%が区・戸長給料などに向けられている点で、特殊であった。それが八一年以降は、土木費が最大費目で五〇%前後を占め、戸長給料などが二〇―三〇%となって、この二費目が大きいという点で郡部と共通の面が強い。しかし、その間でも、衛生及病院費(八〇年度には計上されていない)が多い年には八九年の七〇%、少ない年には八七年の六%と大きな振幅を示しつつ、だいたい一〇―二〇%を占めているという違いがある。それは、郡部と区部とで、衛生政策に違いがあり、と

表2-80 歳出(区・市部)

科 目	1881年(比率)		1888年(比率)		1889年(比率)		1898年(比率)	
	円	%	円	%	円	%	円	%
警 察 費			2,424	(5.3)	2,472	(8.6)		
警察庁舎建築修繕費			8	(0.0)	26	(0.1)		
土 木 費	23,903	(42.8)	23,749	(51.8)				
県 会 議 諸 費	3,106	(5.6)						
郡 区 部 会 諸 費			2,322	(5.1)	2,166	(7.6)	2,127	(17.2)
衛 生 及 病 院 費	12,077	(21.6)	3,278	(7.2)	19,528	(68.3)	6,241	(50.4)
諸 達 書 及 掲 示 諸 費			20	(0.0)				
地 方 税 取 扱 費	36	(0.1)					1,301	(10.5)
勸 業 費	1,146	(2.1)						
救 育 費	727	(1.3)	643	(1.4)			1,039	(8.4)
郡 区 庁 舎 建 築 修 繕 費			66	(0.1)	4	(0.0)		
郡 区 吏 員 給 料 旅 費 及 庁 中 諸 費	6,091	(10.9)	4,948	(10.8)	1,438	(5.0)		
戸 長 以 下 給 料 旅 費	8,754	(15.7)	8,366	(18.3)	2,954	(10.3)		
雑 出	60	(0.1)					19	(0.2)
衆 議 院 議 員 選 挙 費							38	(0.3)
市 町 村 衛 生 補 助 費							1,619	(13.1)
計	55,878	(100.0)	45,824	(100.0)	28,588	(100.0)	12,348	(100.0)

注 「神奈川県統計書」より作成

りわけコレラなどの流行に対する対応の必要という面と、病院をもっているか否かの違いによるところが大きいと思われる。この違いは、そのち、さらに統計上大きくなる。というのは、表示したとおり八九年からは土木費が、さらに表示しなかったが、九〇年からは「市制」によって区・戸長給料が区(市)郡の歳出として計上されなくなり、市部の歳出は、衛生及病院費および(市)町(村)衛生補助費が大部分を占めることになるからである。九八年の数字はそのパターンを示している。衛生関係費の残りは、一〇一〇が地方税取扱費、同じく一〇一〇が区部会諸費、末期に数割が教育費にあてられている。この限りでは、極端に言えば、郡部の土木関係費に対して、区(市)部の衛生関係費という対比ができそうにみえる。しかし、統計上そうなるのは、「市制」施行にともなって、土木費や区(市)・戸長給料などが県支出からわかれて、横浜市支出に組み入れられたところからくる面が大きい。したがって、右の対照は、すでに八一年にも認められることか

らわかるように誤りとはいえないが、最終的な対比は、市町村も含めて郡部と市部を比較する作業を必要とする。しかし、現在のところは、その指摘にとどめておくほかない。

第三編

明治後期の 神奈川県経済

第一章 工業の発展

第一節 県下産業発展の趨勢と特色

一 明治後期の諸産業の動向

流入人口の増大 明治後期の神奈川県は、東京湾臨海部への人口流入と農業生産の停滞、商工業の発展によって特徴づけられる。表三一―と三一―二は、県内および全国の人口・主要農産物などの十年毎の数値を、『神奈川県統計書』および『日本帝国統計年鑑』によって表化したものであるが、それによれば、この時期の本県と全国の数値には、かなり大きな開きが認められる。すなわち、まず人口増加については、一八八七（明治二十）年から一九一七（大正六）年の間の、全国の増加率約四四割に対して、神奈川県の場合は二倍近くの八六割にのぼっている。全国が増加率が出生率の上昇と死亡率の低下による自然増とすれば、こうした自然増を上回る本県のそれは、もっぱら流入人口による社会増といえることができる。そしてその磁石となったのはいうまでもなく、横浜とその周辺地域の商工業の発展であった。東京湾臨海部への人口集中は、このことを雄弁に物語っている（表三一―九）。

表3-1 神奈川県人口・生産額等(1878年—1917年)

区分	1878 (明治11)年		1887 (明治20)年		1897 (明治30)年		1907 (明治40)年		1917 (大正6)年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
人口	568,605人	42.6	721,661人	53.7	891,830人	66.3	1,145,170人	85.2	1,344,609人	100
米	270,609石	64.8	380,785石	91.1	288,873石	69.1	365,697石	87.5	417,881石	"
麦	282,797石	46.1	433,783石	70.7	428,078石	69.8	560,723石	91.4	613,309石	"
穀類	197,160石	92.9	320,885石	151.2	185,981石	87.7	314,767石	148.4	212,168石	"
雑穀	25,210,923斤	15.0	8,580,867斤	32.0	10,536,380斤	39.2	32,648,438斤	121.6	26,850,177斤	"
綿	609,668斤	2,213.5	121,684斤	2,761.2	24,463斤	555.1	1,367斤	31.0	4,407斤	"
芋	17,464石	205.7	17,291石	203.7	8,735石	102.9	11,414石	134.4	8,490石	"
実	904,394斤	23.7	252,123斤	41.3	633,799斤	103.9	668,876斤	109.7	609,849石	"
葉	317,310斤	3.5	39,780石	29.4	65,879石	48.7	77,770石	57.5	135,293石	"
煙草	21,707斤	3.5	26,991斤	27.0	36,643斤	36.7	63,990斤	64.0	99,934斤	"
生糸	41,369斤	27.5	15,777斤	65.5	9,877斤	41.0	10,413斤	43.2	24,103斤	"
茶	—	—	—	—	—	—	3,580,885斤	79.8	4,485,495斤	"
牛	—	—	1,706頭	24.1	4,691頭	66.4	6,222頭	88.0	7,069頭	"
馬	—	—	9,672頭	105.9	9,077頭	99.4	8,281頭	90.7	9,134頭	"
豚	—	—	618頭	2.5	—	—	12,523頭	51.4	24,352頭	"
乳	—	—	1,934石	16.9	3,542石	30.9	7,905石	68.9	11,477石	"

注 1 1979年は内務省勸農局『明治11年全国農産表』および内務省戸籍局『明治12年1月1日調査 日本全国郡区分人口表』、その他の年次は『神奈川県統計書』による。

2 表中の神奈川県には多摩郡が含まれていない。

表 3 - 2 全国人口・生産額等 (1878年—1917年)

区分	1878(明治11)年		1887(明治20)年		1897(明治30)年		1907(明治40)年		1917(大正6)年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
人口	35,768,584人	63.5	39,069,691人	69.4	43,228,863人	76.7	48,819,630人	86.7	56,335,971人	100
米	25,282,540石	46.3	39,999,199石	73.3	33,039,293石	60.5	49,052,065石	89.9	54,568,067石	〃
麦	9,411,460石	39.0	15,823,144石	65.5	18,006,490石	74.5	22,167,486石	91.8	24,153,421石	〃
穀類	4,777,614石	45.8	8,494,327石	81.4	8,171,791石	78.3	10,761,384石	103.2	10,431,273石	〃
雑穀	1,450,318,607斤	17.2	589,533,304斤	43.8	720,919,877斤	53.6	61,073,593,606斤	79.8	81,345,933,150斤	〃
芋	89,218,909斤	1,966.0	22,900,533斤	3.153.9	7,304,253斤	1,005.9	1,424,760斤	196.2	726,106斤	〃
実	1,238,322石	132.5	1,157,555石	123.9	1,011,004石	108.2	1,057,092石	113.1	934,248石	〃
菜	25,518,603斤	37.3	6,068,422斤	55.4	8,871,370斤	80.9	12,143,013斤	110.8	10,959,693斤	〃
葉	19,138,400斤	—	1,224,478石	19.2	2,124,238石	33.3	3,456,967石	54.3	6,370,438石	〃
繭	2,266,291斤	4.7	1,042,760斤	13.5	2,166,936斤	28.1	3,227,954斤	41.8	7,716,413斤	〃
生糸	17,196,225斤	26.1	7,111,221斤	67.5	8,470,182斤	80.4	7,367,985斤	69.9	10,536,265斤	〃
茶	—	—	—	—	—	—	117,469,370斤	79.7	147,319,857斤	〃
牛	—	—	1,020,222頭	78.2	1,214,159頭	93.1	1,237,161頭	94.9	1,304,331頭	〃
馬	—	—	1,537,606頭	98.5	1,592,871頭	102.1	1,495,252頭	95.8	1,560,242頭	〃
豚	—	—	41,904頭	11.6	—	—	317,640頭	88.2	359,999頭	〃
乳	—	—	—	—	—	—	201,608石	59.5	338,664石	〃

注 1878年は内務省勧農局「明治11年全国農産表」および内務省戸籍局「明治12年1月1日調査」による。日本全国郡区分人口表』、その他の年次は『日本帝国統計年鑑』および「農商統計表」による。

農業生産の停滞

ところでこのような商工業の発展と非農業部門へのはげしい人口流入は、当然のことながら農業生産の成長率が鈍化した。まず穀作物についてみると、一八八七(明治二十)年に対する一九一七年の全国生産量が米一三六割、麦一五三割、雑穀一二三割、芋類(甘藷・馬鈴薯)二二八割に相当したのに対して、本県のそれは米一一〇割、麦一四一割、雑穀六六割、芋類三一三割にとどまり、全国平均を上回ったのは芋類だけで、雑穀にいたっては一八八七年の実績を大幅に下回った。このような傾向は、人口当たりの生産量でみるとさらに顕著になる。すなわち、いま表三一三によって一八八七年に対する一九一七年の人口千人当たりの生産量をみると、全国のそれが米九五割、麦一〇六割、雑穀八五割、芋類一五八割に相当したのに対し、本県のそれは米五九割、麦七六割、雑穀三五割、芋類一六八割となり、芋類を除いていずれも全国水準をはるかに下回った。このことはこの時期の本県が、非農業部門への人口流入を通じて、農業部門の比重を急速に低めつつあったことを示すものといえよう。一九一七年現在、人口千人当たり生産量が全国平均を上回ったのは麦・葉煙草・果実と養豚頭数および牛乳に過ぎず、千人当たり耕地面積も全国平均を大幅に下回った。明治初年以來重要な地位を占めてきた蚕糸業も、一八九七(明治三十)年には生糸が、一九〇七年には繭も全国平均を下回るにいたっている。

商工部門の増伸

ところで右のような流入人口の磁石となり、農業部門の比重を急速に低下させた商工部門の発展は、どのようにな足どりをたどったのであろうか。表三一四から三一七は、農商務省編『農商務統計表』によって一八八七(明治二十)年から一九一七年にいたる每一〇年の府県別会社資本金額をしらべ、上位一〇府県の分を表象化したものである。これによれば本県の会社資本金額は、一八八七年の九四万六〇〇〇円から一九一七年の一億五四二万八〇〇〇円へと一六三倍に増加し、全国の四五倍(六九九万一〇〇〇円から三億七一一五六万円)をはるかに上回っている。また人口千人当たりの資本金額も、全国のそれが三一倍余(一八八七年の一七九一円から一九一七年の五万六二九七円)にとどまったのに対して、本県の場

表 3 - 3 人口千人当たり生産額等 (1878—1917年)

区分	1878 (明治11)年		1887 (明治20)年		1897 (明治30)年		1907 (明治40)年		1917 (大正6)年	
	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川
米	706.8石	475.9石	1,023.8石	527.7石	764.3石	323.9石	1,004.8石	319.3石	988.6石	310.8石
麦	263.1石	497.4石	405.0石	601.1石	416.5石	480.0石	454.1石	489.6石	428.7石	456.1石
穀類	133.6石	346.7石	217.4石	444.7石	189.0石	208.5石	220.4石	274.9石	185.2石	157.8石
雑芋	6,487.6㍊	7,094.1㍊	15,089.3㍊	11,890.4㍊	16,676.8㍊	11,814.3㍊	21,991.0㍊	28,509.7㍊	23,891.2㍊	19,988.7㍊
実	399.1㍊	171.6㍊	586.1㍊	168.6㍊	169.0㍊	27.4㍊	29.2㍊	1.2㍊	12.9㍊	3.3㍊
葉	34.6石	30.7石	29.6石	24.0石	23.4石	9.8石	21.7石	10.0石	16.6石	6.3石
煙草	114.1㍊	254.5㍊	155.3㍊	349.4㍊	205.2㍊	710.7㍊	248.7㍊	584.1㍊	194.5㍊	453.6㍊
生果	535.1斤	558.0斤	31.3石	55.1石	49.1石	73.9石	70.8石	67.9石	113.1石	100.6石
茶	10.1㍊	6.1㍊	26.7㍊	37.4㍊	50.1㍊	41.1㍊	66.1㍊	55.9㍊	137.0㍊	74.3㍊
実	76.9㍊	11.6㍊	182.0㍊	21.9㍊	195.9㍊	11.1㍊	150.9㍊	9.1㍊	187.0㍊	17.9㍊
牛	—	—	—	—	—	—	2,406.2㍊	3,126.9㍊	2,615.0㍊	3,335.9㍊
馬	—	—	21.1頭	2.4頭	28.1頭	5.3頭	25.3頭	5.4頭	23.2頭	5.3頭
豚	—	—	39.4頭	13.4頭	36.8頭	10.2頭	30.6頭	7.2頭	27.7頭	6.8頭
乳	—	—	1.1頭	0.9頭	—	—	6.5頭	10.9頭	6.4頭	18.1頭
	—	—	—	2.7石	—	4.0石	4.1石	6.9石	6.0石	8.5石

- 注 1 本簡表3—1および3—2により作成。
 2 表中の神奈川県には多摩郡が含まれていない。
 3 表中・印は全国水準を上回るものである。

表3-4 府 県 別 会 社 資 本 金 額 (1887年)

順 位	府 県 名	農 業		商 業		工 業		水 運		合 計		E % 対全 國比
		資 本 金 円	A % 対全 國比	資 本 金 円	B % 対全 國比	資 本 金 円	C % 対全 國比	資 本 金 円	D % 対全 國比	資 本 金 円	E % 対全 國比	
1	東 京	1,322,000	4.0	17,444,848	52.4	3,383,940	10.2	11,126,600	33.4	33,277,388	100.0	47.6
2	大 阪	—	0.0	3,257,944	35.3	4,275,828	46.4	1,687,000	18.3	9,220,772	—	13.2
3	新 潟	27,440	1.1	2,169,450	85.2	177,748	7.0	171,000	6.7	2,545,638	—	3.6
4	京 都	275,300	1.3	468,500	19.3	1,608,459	66.3	75,500	3.1	2,427,759	—	3.5
5	秋 田	110,000	4.6	281,968	11.7	2,005,725	83.6	2,000	0.1	2,399,693	—	3.4
6	北 海 道	253,294	12.6	560,000	27.7	1,126,779	55.8	78,400	3.9	2,018,473	—	2.9
7	兵 庫	22,482	1.3	828,625	47.5	678,044	38.8	216,100	12.4	1,745,251	—	2.5
8	長 野	34,395	2.3	32,860	2.2	1,444,437	95.5	—	0.0	1,511,692	—	2.2
9	滋 賀	1,500	0.1	277,000	24.7	305,500	27.3	537,100	47.9	1,121,100	—	1.6
10	神 奈 川	—	0.0	712,550	75.4	218,000	23.0	15,000	1.6	945,550	—	1.4
全 国		2,971,906	4.2	29,496,847	42.2	22,135,951	31.6	15,356,756	22.0	69,961,460	100.0	100.0

注 1 農商務省總務局「第4次農商務統計表」(明治23年10月刊)により作成。
 2 神奈川県には三多摩郡が含まれている。

表3-6 府県別会社資本金額(1907年)

順位	府県名	農業 A		商業 B		工業 C		水陸運輸 D		合計		E
		払込資本金 円	対全国比 %	払込資本金 円	対全国比 %	払込資本金 円	対全国比 %	払込資本金 円	対全国比 %	払込資本金 円	対全国比 %	
1	東京	4,641,080	38.6	178,992	31.4	150,118	39.3	82,356	54.6	416,108	100.0	37.3
2	大阪	477,250	4.0	45,261	7.9	52,704	13.8	25,877	17.1	124,321	100.0	11.2
3	神奈川	296,000	2.5	46,042	8.1	10,872	2.8	4,861	3.2	62,072	100.0	5.6
4	兵庫	1,258,770	10.5	28,180	4.9	21,543	5.6	7,828	5.2	58,811	100.0	5.3
5	新潟	556,267	4.6	22,130	3.9	23,432	6.1	685,010	0.5	46,804	100.0	4.2
6	北海道	1,062,566	8.8	10,085	1.8	31,582	8.3	1,396	0.9	44,127	100.0	4.0
7	愛知	74,775	0.6	18,440	3.2	10,268	2.7	3,551	2.4	32,334	100.0	2.9
8	京都	32,700	0.3	10,143	1.8	17,836	4.7	1,958	1.3	29,971	100.0	2.7
9	静岡	14,700	0.1	21,671	3.8	2,566	0.7	1,066	0.7	25,319	100.0	2.3
10	福岡	100,700	0.8	11,386	2.0	4,698	1.2	2,097	1.4	18,283	100.0	1.6
全	国	12,035,192	100.0	569,486	100.0	381,815	100.0	150,891	100.0	1,114,227	100.0	100.0

注 農商務大臣官房統計課【第24次農商務統計表】(明治43年3月刊)により作成。

表3-7 府 県 別 会 社 資 本 金 額 (1917年)

順 位	府 県 名	農 業 A		商 業 B		工 業 C		鉱 業 D		運 輸 業 E		合 計 F		
		千円 A/F	% 対全 国比	千円 B/F	% 対全 国比	千円 C/F	% 対全 国比	千円 D/F	% 対全 国比	千円 E/F	% 対全 国比	千円 F/F	% 対全 国比	
1	京 東	12,870	1.029.6	482,647	39.237.0	475,794	38.641.2	175,550	14.358.2	84,383	6.923.1	1,231,246	100.0	38.8
2	大 阪	11,418	2.226.3	188,187	36.514.4	178,633	34.715.5	75,469	14.625.0	62,055	12.017.0	515,763	"	16.3
3	兵 庫	1,229	0.52.8	69,265	27.55.3	88,111	35.07.6	2,696	1.10.9	90,248	35.924.7	251,551	"	7.9
4	神 奈 川	882	0.62.0	87,244	56.66.7	53,242	34.54.6	70	0.00.0	12,838	8.33.5	154,278	"	4.9
5	愛 知	1,805	1.84.2	46,874	46.93.6	38,088	38.23.3	301	0.30.1	12,805	12.83.5	99,874	"	3.1
6	京 都	91	0.10.2	18,062	25.41.4	44,867	63.03.9	731	1.00.2	7,433	10.52.0	71,186	"	2.2
7	福 岡	88	0.10.2	15,220	21.71.2	30,591	43.62.6	12,110	17.24.0	12,236	17.43.3	70,246	"	2.2
8	新 潟	238	0.40.5	29,512	45.42.3	10,438	16.10.9	21,114	32.57.0	3,651	5.61.0	64,955	"	2.0
9	三 重	2,778	6.26.4	12,355	27.51.0	26,328	58.52.3	5	0.00.0	3,499	7.81.0	44,966	"	1.4
10	北 海 道	5,366	12.012.4	22,384	50.01.7	9,926	22.20.9	1,800	4.00.6	5,266	11.81.4	44,744	"	1.4
全 国		43,413	1.4100.0	1,304,916	41.1100.0	1,156,014	36.5100.0	301,811	9.5100.0	365,405	11.5100.0	3,171,560	100.0	100.0

注 農商務大臣官房文書課「第34次農商務統計表」(大正8年3月刊)により作成。